

湖西市農業委員会議事録 (8 月)

招 集 年 月 日		令和5年8月17日（木）											
招 集 の 場 所		防災センター 2階											
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 会		8月17日(木) 午後2時00分				議長		内山 吉朗			
		閉 会		8月17日(木) 午後3時03分				議長		内山 吉朗			
出席並びに 欠 席 委 員 出席12名 (欠席2名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席		議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
		1	菅沼 純一		○	9	山本 敬博		○				
		2	内山 吉朗		▲	10	山本 晴夫		▲				
		3	鈴木 真聡		○	11	石田 学		○				
		4	池田 雅美		○	12	柴田 克芳		○				
		5	疋田 晃久		○	13	太田 達男		○				
		6	河邊 勝彦		○	14	外山 雅子		○				
		7	石田 浩章		○								
		8	高須 俊夫		○								
会 議 録 署 名 委 員		5 番		疋田 晃久				11 番		石田 学			
職務のため出席 した者の職氏名		局 長 副主任		工藤 崇裕 朝倉 麻貴				次 長		吉田 善行			
会 議 に 付 し た 事 件		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第30号 非農地証明願について 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第22号 農地法第3条届出受理について 報告第23号 農地法第4条届出受理について 報告第24号 農地法第5条届出受理について 報告第25号 農地の耕作目的変更届書受理について 5 その他 6 閉 会											
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り											
備 考													

議 事 の 概 要

(令和 5 年 8 月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 2 番の内山吉朗委員、10 番の山本晴夫委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 12 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長代理からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会長代理

こんにちは。会長諸事情により、代理で務めさせていただきます。ご容赦の方よろしく願いいたします。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 8 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を山本会長代理をお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 5 番の疋田晃久委員と 11 番の石田学委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 27 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は5件です。

申請番号24番、28番について一括して説明します。資料は議案書の2ページ、3ページ、番号24番、28番及び図面のNo.1です。区分地上権者は、に本社を置き太陽光発電事業を生業とする法人で、今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、からのところに位置する農地です。審査をしたところ、農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

事務局

続きまして申請番号25番、26番について一括して説明します。資料は議案書の2ページ、番号25番、26番及び図面のNo.2です。区分地上権者は、に本社を置き、太陽光発電事業を生業とする法人で、今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、からのところに位置する農地です。審査をしたところ、農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に補足説明をしていただきます。

事務局

続きまして申請番号27番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号27番及び図面のNo.3です。申請地は、からに位置する農地で今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人はにお住まいの方で14714.15㎡の農地を年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後はそばを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、全部効率利用要件、周辺地域との調和要件についても満たすことが見込まれることから許可相当と判断いたしました。石田学委員、説明をお願いします。

石田委員

11 日に石田推進委員と現地確認を行いました。申請地は [REDACTED] の近くにありまして耕作されていない土地です。今回譲受人が耕作してそばを作るということで、少しでも遊休農地が減ると思いますので何も問題ないと思います。以上です。

事務局

以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 27 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 28 号農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書の修正があります。資料 5 ページをご覧ください。申請番号 3 番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして、審議事項はございません。

議長

続きまして「議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。本日、申請番号 37 番において石田学委員が該当しているため、審議の際は退室をお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明の前に議案書の修正があります。資料 11 ページをご覧ください。申

請番号 36 番につきまして、転用面積 889 m²のうち 440 m²とありますが、889 m²のうち 1.38 m²に訂正をお願いします。2 点目ですが、資料 12 ページをご覧ください。申請番号 38 番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 12 件です。

それでは、申請番号 26 番について説明します。資料は議案書の 7 ページ、番号 26 番、図面は No. 5 です。申請者は [] 及び [] に住む者で、この度駐車場を設けるための申請に及んだものです。申請地は [] から [] のところに位置し、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ 217 m²の土地に、自己用車両 1 台、来者用車両 2 台分の駐車場を設置する計画であり、配置計画から見ても転用面積は適当と思われます。また、申請地は碎石敷きとし、雨水は自然浸透及び既存道路側溝へ排出する予定であるため、周辺農地への影響は軽微であること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。柴田委員補足説明をお願いします。

柴田委員

8 月 7 日に小原推進委員と確認に行ってまいりました。この場所については、今住んでいる方が使われている貸し借りの状態であるようで、改めてこの土地を譲り受ける話となっておりまして、場所的には自宅の南側に土地があつてその土地を確保したということで、立地条件等踏まえても特に問題ないと思う状況ですし、申請地の東側に民家、西側に畑、南側が道路、北側が自分の自宅となっています。特に問題はないと判断しました。以上です。

事務局

続きまして申請番号 27 番について説明します。資料は議案書の 7 ページ、番号 27 番、図面は No. 6 です。譲受人は [] に本社を置き、総合リフォーム業、太陽光発電事業を生業とする法人で、このたび太陽光パネルを設置するための申請に及んだものです。申請地は []

の南に位置し、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。事業計画は、673 m²の土地に太陽光パネル1枚あたり2.165 m²を144枚設置して発電し、発電能力は44.0 kWで配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、経済産業省の設備認定を受けていること、中部電力への接続検討も完了していること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員

8月7日に小原推進委員と現地を確認してきました。現状としましては、大きな木が生えているような状況となっております、木を切って平らにしてそこで太陽光発電を行う計画となっております。申請地の状況としましては、周りが雑林が生えていまして、特にこれを片付けてくれるようならば風通しも良くなるんだろうなという気もしました。接道は北側にあるものですから使っていけると思います。立地条件的にも、日照、通風、排水等、特に問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号28番、29番について一括して説明します。資料は議案書の7ページ、8ページ、番号28番、29番、図面はNo.7、No.8です。

申請者は、[]に本社を置き建設業を生業とする法人で、この度、[]工事を請け負うにあたり、残土処分場を設けるための一時転用申請に及んだものです。申請地は、[]から[]及び[]のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、事業計画は、残土処分場のために工事期間と農地への復元期間を合わせて約7か月一時転用する計画であり、転用期間及び転用規模は適当と思われます。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確

実性も認められます。なお、事業完了後は、搬入した土砂により農地へ復元し、みかんを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていることから許可相当と考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員

これについても8月7日に小原推進委員と現地確認してきました。ここは今まで利用状況調査で確認していきまして、遊休農地のような状況で木が生えていました。この間確認した時はその木は全て切られ、更地とまではいかないですが、残土を置く形には整っていると感じました。その他周りの状況を確認したところでは特に問題があるという場所ではないと判断しています。以上です。

事務局

続きまして申請番号30番、36番について説明します。資料は議案書の8ページ、11ページ、番号30番、36番及び図面のNo.2、別添資料1です。賃借人は、3条の番号25番、26番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条申請で説明したとおり[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置し、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

30番について審査をしたところ、第1種農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり300wの太陽光パネルを648枚設置して発電し、発電能力は194.4kwで、申請地2223.19㎡のうち支柱部分等4.90㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊、香の花、椿、山茶花が合計436本作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約70cm、幅約35cmとなっております。

次に36番について審査をしたところ、第1種農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり300wの太陽光パネルを216枚設置して発電し、発電能力は64.8kwで、申請地889㎡のうち支柱部分等1.38㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊、香の花、椿、山茶花が合計144本作付されて

おり、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約 70 c m、幅約 35 c mとなっております。

両申請地とも今後も土壌管理を行いながら、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員 これにつきましては、8月9日の日に現地確認しました。説明のあったとおりなんですけども、元々荒れ地と思われたところを、伐採して造成しているものですから、その土地自身がひ弱な土地であります。そこに作物が植わっているものですから、少し見劣りするかなと思います。同じ業者がこの西側にも営農を行っているのですが、後から行っているにもかかわらず、土地の条件が良いというところから、そちらの方が木の大きさとか形的にも良いように思いました。

事 務 局 続きまして申請番号 31 番について説明します。資料は議案書の 9 ページ、番号 31 番、図面は No. 9 です。申請者は[REDACTED]で、この度自治会員用の駐車場を設けるための申請に及んだものです。申請地は[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置し、鉄道の駅から 300m 以内の農地であるため、第 3 種農地と判断いたしました。審査をしたところ 287 m²の農地に、普通車 8 台分、併用地の宅地 413.22 m²の土地に 15 台、合計 23 台分の駐車場を設置する計画であり、配置計画から見ても転用面積は適当と思われます。また、申請地は碎石敷きとし、雨水は自然浸透及び水路へ排出する計画させる予定であるため、周辺農地への影響は軽微であること、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。菅沼委員補足説明をお願いします。

菅沼委員 ここは、外から見えないようなところで、住民の方が使うにはどっちみち行き止まりのような場所なので非常に都合がいいのかなという感じはしました。現状も草がボーボーに生えているような状態になっていて、さらに手を入れてきれいにしている状態だと見てきました。近くに会館とお祭りに入

れるような屋台があったり、地元の神社があったりするところで、地元の方が利用するには非常に条件がいいようなところなので、特に問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号 32 番、33 番について一括して説明します。資料は議案書の 9 ページ、10 ページ、番号 32 番、33 番、図面は戻りまして No. 1、別添資料 2 です。使用借人は、3 条の番号 28 番、24 番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [REDACTED] から [REDACTED] のところに位置する農用地区域内農地です。

32 番について審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 315w、1.66 m²の太陽光パネルを 2400 枚設置して発電し、発電能力は 756 k w で、申請地 2943 m²のうち支柱部分等約 10.93 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況はミョウガが 10700 株作付されており、今月から収穫が予定されております。

次に 33 番について審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 330w、1.637 m²の太陽光パネルを 1368 枚設置して発電し、発電能力は 451.44 k w で、申請地 3734.02 m²のうち支柱部分等約 6.89 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況はミョウガが 5500 株作付されており、今月から収穫が予定されております。

両申請地とも今後も土壌管理を行いながら、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。石田学委員、補足説明をお願いします。

石田委員

11 日に石田推進委員と現地確認に行きました。太田から大知波に抜ける農道沿いの大きな太陽光発電の中にありまして、今回営農型太陽光発電の申請ということで、写真を見てわかる通り、ミョウガを栽培しております。ちょうど現地を確認したところ、従業員が草取り作業をしておりまして、

ミョウガの成長は今一つなんですけど、管理はやっていると思われるので、これからも管理してもらえれば問題ないかと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号 34 番、35 番について一括して説明します。資料は議案書の 10 ページ、11 ページ、番号 34 番、35 番及び図面の No. 10 です。申請番号 34 番は贈与、申請番号 35 番は売買による所有権移転であり、原因が異なるため申請番号が分かれておりますが、同一の転用事業です。申請者は[]に本社を置き太陽光発電業を生業とする法人で、この度太陽光発電施設の管理のための車両置場と補修用資材置場を設けるための申請に及んだものです。申請地は[]のすぐ北東に位置し、10ha 以上の一団の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、第 1 種農地の不許可の例外規定である、第 1 種農地の割合が 3 分の 1 を超えない他地目一体の事業であること、501 m²の農地に、管理車両用 2 台、補修用資材置場、作業場を設置する計画であり、配置計画から見ても転用面積は適当と思われます。また、申請地は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させる予定であるため、周辺農地への影響は軽微であること、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。鈴木委員補足説明をお願いします。

鈴木委員

8 月 4 日に佐原推進委員と現地確認してまいりました。併用地全体が太陽光発電のエリアとなります。35 番の敷地の一部を使っているように見えますが、碎石敷きで特に耕作されているようにも見受けられず、現状で併用地への駐車場並びに資材置き場になっている感がありました。34 番のところですけども、下の[]さんのお宅へかなり斜面が近いので、太陽光を設置するにあたってその辺の工事が気になる場所ですけれども、許可申請が上がってきているということは改善計画等があると思いますので問題ないと思います。排水は、側溝がありますので問題ないと思いますが、この方が管理していたわけではないので雑草が生い茂っているような状態でした。以上です。

事務局 以上で、申請番号 36 番までの説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、申請番号 36 番までにつきまして、原案どおり承認することとします。

続きまして申請番号 37 番について、事務局から説明をお願いします。石田学委員は一時退室をお願いいたします。

事務局 申請番号 37 番について説明します。資料は議案書の 12 ページ、番号 37 番、図面は No. 11 です。申請者は[REDACTED]で酪農業を生業とする法人で、この度飼育衛生管理基準に基づいて埋却予定地を設けるための申請に及んだものです。申請地は[REDACTED]より[REDACTED]に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、埋却予定地が農用地区域内農地の不許可の例外規定である農業用施設用地に該当すること、既存牛舎敷地の隣接地に埋却予定地を確保する予定で、配置計画からみても、転用面積は適当と思われます。雨水は自然浸透させる計画であることから周囲への影響は軽微であること、家畜伝染病予防法の規定により埋却予定地として報告もされていることから、許可相当と考えます。山本敬博委員、補足説明をお願いします。

山本委員 16 日に見てきました。新しくできた法律ですか、畜舎等の家畜伝染病における自分の敷地の中に埋設できるようにしなさいということで、こちらの土地を取得しなければいけなくなったとのことで隣接しているところで取得したとのことでした。畑となっていますが正直真ん中だけパンパスを作っているような状況で、もう一か所は整地しているような場所でした。最初碎石が引いてあったんですけども、申請にあたって捲らせました。家畜関係の方ならわかると思いますが、空いている土地があると、そこに利用してしまうという風にはなりうるのかなという部分については若干危惧する思いも

ありますが、隣接していて、自然浸透その他の問題もありますが、最新鋭の牛舎であるということも踏まえ、今後そういうところではやっていかない、しないだろうということで許可相当と判断いたしました。以上です。

事務局 以上で、申請番号 37 番についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

鈴木委員 伝染病予防法で、病気が出たときに新しく畜舎を作るときには、それに充当する分の埋却地の確保が義務になっています。でないと、建築許可がおりないので、その件でここになったと思われまますので、法律の順守が認められますので妥当だと思います。

議長 他はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、申請番号 37 番につきまして、原案どおり承認することとします。よって、議案第 29 号につきましては、全て原案どおり承認することとします。

それでは、石田学委員、入室願います。

続きまして「議案第 30 号非農地証明願について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 説明の前に議案書の修正があります。資料 14 ページをご覧ください。申請番号 4 番、5 番につきまして、申請人の氏名が記載されておりませんでしたので、[]さんに訂正をお願いします。非農地証明願につきまして、申請件数は 2 件です。

申請番号 4 番、5 番について一括して説明します。議案書の 14 ページ、番号 4 番、5 番、図面の No. 13、別添資料 3 をご覧ください。申請者は、[]にお住まいの []さんです。申請地は []から []

のところに位置します。申請番号 4 番の現状は山林で非農地となった経緯は、へ転居し耕作ができなくなり現在に至るとのことです。つきましては、非農地証明の基準である、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。申請番号 5 番の現状は宅地で、昭和 46 年 7 月 23 日にの 2 筆に渡り住宅を建築し現在にいたるとのことです。つきましては、非農地証明の基準である「建築物等の敷地として相当のものでありかつ、転用後 10 年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。

外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員 8 月 8 日に松井推進委員と現地確認に行ってきました。進入路の申請地のところまでは草は刈ってあったんですけど、それ以降が全く草も刈ってなくて草木が道に覆いかぶさっちゃって、とても奥に行ける状態ではなかったです。山林化していてとても荒れている土地でした。住宅が建っているということで申請地が少し高いところにあったものですから、奥に入っていくのにも危険で行けなくて、目で見ただけで家が見えなかったですが、写真を見ると家が中に入ったんだと思って確認不足の点もありました。すみません。とにかく荒れている状態でした。とても耕作できるようなところではないので問題ないと思います。

事 務 局 以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議 長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 30 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 31 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書 16 ページをご覧ください。公告予定が 8 月 18 日の農用地利用集積計画について説明いたします。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 5 筆あります。県の農業振興公社が 7335 m²の農地を 4 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[] に本社を置く [] と [] にお住まいの [] さんに分配を予定するものです。説明は以上です。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 31 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして、追加議案「議案第 32 号湖西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。担当から説明をお願いします。

担当

皆様、お忙しい中、お時間をとっていただきましてありがとうございます。

農業経営基盤強化促進法により、静岡県が「農業経営基盤の強化の促進に関する県基本方針」を策定し（根拠法：法第 5 条）、各市町がそれを受け、市が今後 10 年間に渡って推進すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の姿をお示しし、そのような農業経営を推進していくための施策など、市の考え方を明らかにするため、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定する（根拠法：法第 6 条）こととなっております。今回、令和 5 年 5 月に静岡県が同方針を変更したことに伴い、本市の基本構想も変更する必要があるため、ご説明をさせていただきます。

皆様のお手元に、主な改正点、新旧対照表、を配布させていただきました。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

「令和5年度 湖西市基本構想の主な改正点」と合わせて、「新旧対照表」をご覧ください。

大きくは3点の変更でございます。新旧対照表は変更箇所が赤字となっております。

まず1点目と致しまして、新旧対照表5ページに本市の農業の維持・発展のための人材確保の方針として、農業委員会や静岡県、とぴあなどと連携することや、各団体が担う役割などについて具体的に表記したものです。

次に新旧対照表の3ページ下段、及び7ページから9ページについては、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法改正により、「人・農地プラン」が法定化され、現在の人・農地プランに代わり、地域計画を策定すること、また農用地の効率的かつ総合的な利用を目指し、それぞれの農地ごとにその農地を担う者を表示した地図、いわゆる目標地図を策定することを表記したものです。

最後に、令和7年4月以降に農地中間管理事業に1本化される農地の貸借について、現在の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる市農業委員会をとおして行う利用権設定について、経過措置を行う旨を表記したものです。

後は、文字や表現の修正、変更が主なものです。

以上で説明を終了いたします。内容についてご意見やご質問などをいただければと思います。よろしくお願いします。

議長 この案件について何かご意見、質問はございますか。

鈴木委員 実際いろんな案件が出てきたとき、これに照らし合わせてどうのこうのってなる話ですね。

担当 そうです。認定農業者の認定の際に年間所得300万以上だよとか年間労働が2000時間以上だよみたいな規定がされるのがこの基本構想になります。

主な作目ごとのモデルケースを表で作っておりますので、またこれで県の方に諮って承認されればホームページに掲載しますので、またご覧になっていただければと思います。

議 長 他に意見はございますか。

(意見がないか確認)

意見がなければ以上をもって意見聴取を終了し、農業委員会としては意見なしという事でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、議案第 32 号につきましては、農業委員会として「意見なし」といたします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書 18 ページをご覧ください。報告事項第 22 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 5 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 20 ページをご覧ください。報告事項第 23 号について、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。報告事項第 24 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 7 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 24 ページをご覧ください。報告事項第 25 号について、耕作目的変更による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

　　特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

　　以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

　　それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事 務 局 　　次回の定例会は、9月15日（金）午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

（その他連絡事項）

議 長 　　他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会8月定例会を閉会いたします。
　　ありがとうございました。

閉会時間 午後3時03分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 山本 敬博

委 員 疋田 晃久

委 員 石田 学